

③ 帳簿の区分経理・記載事項について

平成31年(2019年)10月からは、現行の記載事項に加え、毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	【請求書等保存方式】 (現行制度)	【区分記載請求書等保存方式】 (平成31年(2019年)10月～)
帳簿の 記載事項	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 取引の対価の額(税込み)	左記①～④の記載事項に加え ・ <u>軽減税率の対象品目である旨</u>

【記載に関する留意点】

- ① 「軽減税率の対象品目である旨」の記載は、軽減税率の対象となる取引であることが客観的に明らかであるといえる程度のものである必要があります。
- ② 一定期間分の取引をまとめて記載した請求書等が交付された場合は、その期間分の取引をまとめて帳簿に記載することとしても構いません。

記載例



XX年		総勘定元帳 【仕入勘定】		(税込経理)
月	日	摘要		借方(単位:円)
11	30	株〇〇物産	雑貨(11月分)	88,000
11	30	株〇〇物産	※食料品(11月分) A	43,200
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮ B
				(※:軽減税率対象品目)

A 軽減税率の対象には「※」などの記号を記載します。

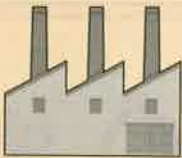
B 「※」などの記号が軽減税率の対象であることを示すことを記載します。

④ 適用税率の判定に当たりご留意いただきたいポイント！



軽減税率かどうかの判定はいつ？

軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、商品の販売を行ったとき(取引時点)に判定します。



メーカー

メーカーが「食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



卸売業者

卸売業者が「食料品」として商品を販売したかにより、税率を判定



小売店

業種ごとのポイント 適用税率の判定を行う際は、以下の点にご留意ください。

食品製造業

- ・ 飲食料品を製造するための外注加工費は、**標準税率**が適用されます。
- ・ 製造工場等での直売であっても、飲食設備等で飲食させる場合、「**外食**」に該当し、**標準税率**が適用されます。

食品卸売業

- ・ 通常必要な容器(缶・トレイ等)に入った食品の販売には、全体に**軽減税率**が適用されます。

小売業

- ・ イートインスペースを設置している小売店等は、持ち帰り販売は**軽減税率**、店内飲食であれば、**標準税率**が適用されます。

飲食業

- ・ 飲食店での食事の提供やケータリング等は、**標準税率**が適用され、持ち帰り販売、出前等は**軽減税率**が適用されます。

